

令和3年 第8回

南会津町農業委員会総会議事録  
(公開用)

期 日 令和3年8月17日(火)

会 場 南会津町南郷総合センター

南会津町農業委員会事務局

## 南会津町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年8月17日(火) 午後1時25分
- 2 開催場所 南会津町南郷総合センター 2階会議室
- 3 出席した委員

農業委員 9名

1番	星 隆一			3番	平野 恒二
4番	馬場 崇裕	5番	湯田 重行	6番	湯田 義三
7番	星 洋一			9番	渡部 一男
10番	湯田 孝義	11番	室井 文一		

出席した農地利用最適化推進委員 2名

田島第1	渡部 昭雄	南郷第3	五十嵐敏章		
------	-------	------	-------	--	--

- 4 欠席した委員

農業委員 2名

2番	芳賀 美紀	8番	酒井 圭		
----	-------	----	------	--	--

推進委員 1名

田島第4	湯田 慎也				
------	-------	--	--	--	--

- 5 出席した事務局職員

事務局長	菅家 康夫	局長補佐兼係長	八木沢 誠二	主査	星 良太郎
------	-------	---------	--------	----	-------

- 6 議 事

- 日程第1 欠席委員の報告について
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第1号 会務報告について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第3号 農地等の買受適格証明申請について
- 日程第7 議案第4号 現況確認証明申請について
- 日程第8 議案第5号 農用地利用集積計画決定について
- 日程第9 議案第6号 南会津町農地利用最適化推進委員の委嘱について

## 7 会議の概要

事務局が開会を告げ、会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会  
会議規則第5条1項の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

議 長

それでは、只今から議事に入ります。

日程第1「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条  
の規定により、欠席の届け出がありました農業委員は、2番、芳賀美紀  
委員、8番、酒井圭委員であります。本日の出席委員は9名ですので、  
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数に達して  
おります。また、会議規則第10条の規定により、農地利用最適化推進委  
員に出席を求めたところ、2名の方の出席をいただいております。

議 長

日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則  
第20条第2項の規定により、5番、湯田重行委員、6番、湯田義三委員  
を指名いたします。兩名には、本会における議事録への署名をお願いい  
たします。

議 長

日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。事  
務局から報告をお願いいたします。

事務局

(事務局長 議案書により報告)

議 長

只今事務局から会務の報告がありましたが、ご質問等がありましたら  
お願いします。

(「ありません。」の声あり)

議 長

質問がないようですので、会務報告を終わります。

議 長

日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につい  
て」を議題といたします。事件番号1番について、地区担当調査員の南  
郷第3区、五十嵐敏章推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。

南郷3

(五十嵐敏章) 南郷3区の五十嵐といいます。お願いします。早速調査  
報告です。今月8月3日に◎◎◎◎さんに直接お会いしまして調査をし  
ました。調査をした内容は、申請理由と農地法第3条の許可の要件5つ  
でございます。まず、申請理由ですが、譲渡人は、\*\*\*に移住してい  
ることから経営を縮小するため、申請地を△△△△円で売り渡し、譲受  
人は、買い受けて家庭菜園として耕作管理するというものです。次に、  
農地法第3条の許可の各要件の状況ですが、1点目、下限面積の要件の  
条件ですが、申請地は、農用地区域外の農地でありますので下限面積は  
0.01a、1㎡です。譲受人の経営面積はありませんが、申請地の面積は□  
□□㎡と1㎡を超えていますので、申請地の取得には問題はありませ  
ん。2点目としまして、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件に  
つきましては、申請地の内容を聞き取りしましたところ、世帯合計で210

日ほど必要な農作業に従事される予定であるとのことでしたので、年間150日を目安としている農作業常時従事要件に問題はありませんでした。3点目、地域との調和要件でございますが、申請地には、広く野菜類を作付けする計画でありますし、申請農地の周囲は、宅地と道路になっており、直接隣接する農地がないことから、周辺の農地の利用に影響を与えることはないと思われまます。4点目としまして、農地のすべてを効率的に耕作する全部効率利用要件につきましては、耕運機を自己資金で購入する予定でありますので、効率的に耕作することに問題はないと考察されます。最後に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人ではありませんので問題はありません。

以上、調査の結果、許可が相当と思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してのご質問はございませんか。

9番

(渡部一男) 譲受人の住所が\*\*\*の\*\*\*になってんの。そして、所在地が\*\*\*だけど。ここに農作業に210日ほど来るってこと？元々こっちにいる人なんですか。住所は移してない？

南郷3

(五十嵐敏章) 今年の9月に移住する予定でおるんですが。こちらの方で農業をやりたいと、

9番

(渡部一男) 9月に移住する予定？\*\*\*から通ってなんてと思って。9月に移住ね。

南郷3

(五十嵐敏章) はい。予定です。

議長

他に質問ございませんか。

議長

(「ありません。」の声あり)

それでは、質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。

以上で、議案第1号の審議を終了いたします。

議 長 続きます、日程第5「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事件番号1について、地区担当調査員の田島第1区、渡部昭雄推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。

田島1 (渡部昭雄)議長。文一さん、今回から会長になられて、とにかく頑張っていたきたいと思います。おめでとうございます。  
それでは、調査結果を報告いたします。8月11日に●●●●さんの方に電話をしまして連絡を取りました。譲渡人の●●●●さんは、以前は\*\*\*地区に居たとのことで、それで土地とか持っていたとのことです。譲受人は、○○○○、◇◇◇◇と◇◇◇◇をやっております。場所は、\*\*\*の土地でございます、今、バイパスをやっておりますがその近くでございます。念のため、資料1、2に場所が載っておりますので確認をお願いいたします。  
目的としては、宅地分譲として買い上げて売りたいと。その理由としては、町の中心部、駅、郵便局、スーパーマーケット等がございまして大変に利便性がある土地だということでここを選んだということでございます。以上でございます。

議 長 説明が終わりました。質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対しての質問ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第2号の審議を終了いたします。

議 長 日程第6「議案第3号 農地等の買受資格証明願いについて」を議題といたします。初めに、新たな農業委員の方もおられることから、農地等の買受適格証明願いとはどのような内容なのか、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局の八木沢です。農地の買受適格証明願いということで、若干説明させていただきます。買受適格証明というのですが、裁判所の競売であるとか、税務署の公売であるとか、そういった物件の中に、登記地目が田、畑とか農地が入っていた場合、入札に参加する条件として、農地法の許可を得られる見込みがあるかどうかというのが条件になっております。それを証明する書類というのが、買受適格証明ということでご

ざいます。なぜ入札者を買受適格証明書、こちらを有している方に限定するかといいますと、競売、公売で落札した方が、落札したのに農地法の許可が得られないとなってしまうと、競売、公売、こちらがやり直しになってしまうので、これを未然に防止するためにこの取り扱いがなされているということでございます。買受適格証明を得るためには、競売物件の農地を落札後どのような形で利用するのかという計画を明らかにする必要があるということでございます。競売の農地を農地として耕作するという目的でございますと、農地法第3条の手続きによって申請書案を作りまして、買受適格証明と一緒に出していただくようなことになっております。農地法第3条の案ということでございますので、委員の皆さん、推進委員の皆さんには、調査につきまして、農地法第3条の許可の基準に沿った調査、審議につきましては、農地法第3条、所有権移転等の内容に沿った審議をしていただくような形になります。その他に、農地を農地以外の目的に利用する場合でございますけれども、例えば、家を建てるとか、車庫を作るとか、そういったことでございますけれども、その場合には、転用という形になりますので、農地法第5条の手続き、こちらの申請書の案を証明願出書と一緒に提出していただくような形になります。農地法第5条の案をつけてありますので、推進委員の方には、農地法第5条の許可の要件に沿った調査をしていただいて、農業委員の皆様には、農地法第5条、転用の許可の基準に沿った内容で審議していただくような形になります。

今回の買受適格証明なんですけども、こちら2件とも農地法第5条の内容の申請書の案をつけて、願出ておりますので議案書7ページのような内容になっております。説明は以上となっております。

議長

ありがとうございました。

それでは、調査結果の説明を渡部昭雄推進委員よりお願いします。

田島1

(渡部昭雄) こちらの譲受人は、先ほど申し上げた〇〇〇〇さん、地目が畑になっていますが、実際は宅地と同じ状態です。●●●●さん、電話も通じなく、居場所もわからなく、近所の方もわからないという状態でございます。この方は、以前◇◇◇◇をしてまして、あんばいがよくなくなりまして、あちこちで競売になってという状態でございます。

1番と2番、一緒の説明でよろしいでしょうか。内容的には全く一緒なんで。

事務局

(事務局補佐) 全く一緒なので。

議長

はいどうぞ。

田島1

(渡部昭雄) 1番と2番、土地の場所も\*\*\*番\*\*\*番地。同じ土地です。面積も同じ□□□□㎡。施設の概要としては、駐車場として使いたいと。◎◎◎◎さんの方は、▼▼▼▼さんの近くに事業所がありまして、競売して、転用して権利を取得し、▼▼▼▼さんに貸したい。自分

も\*\*\*に帰ってくるので使いたいということでございます。〇〇〇〇さんも目的は全く同じで、駐車場にしたいということで競売に参加するということでございます。以上でございます。

議 長 はい。それでは説明が終わりました。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対してのご質疑ございませんか。

9 番 (渡部一男) はい、〇〇〇〇さんでここを買い求めて駐車場にするってことは、駐車場として貸し付けるってことかな？

田島 1 (渡部昭雄) ▼▼▼▼さんに貸し付けると。▼▼▼▼さんは、実際あそこに事務所がありまして、その近くに。

9 番 (渡部一男) 従業員のがないのな。

田島 1 (渡部昭雄) 停めるところがなくて困っていると。停めるところが近くにないので。▼▼▼▼さんの従業員用の為に駐車場を。

9 番 (渡部一男) それを〇〇〇〇が買い求めて。

議 長 いいですか。他に質問ございませんか。

(「ありません。」の声あり)  
議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号1と2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)  
議 長 異議なしと認め、事件番号1と2については、原案のとおり決定いたします。  
以上で、議案第3号の審議を終了いたします。

議 長 それでは、日程第7「議案第4号 現況確認証明書について」を議題とします。事件番号1から3について、地区担当調査員の田島第4区、湯田慎也推進委員が欠席ですので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 事務局の八木沢です。委員の方から調査した結果をお預かりしていますので、報告させていただきます。申請人と土地の所在地等につきましては議案書記載のとおりになりますので、議案書9ページ、事件番号1番から3番まで、資料につきましては、資料の4を参照いただきたいと思います。8月8日に調査を行ったとのごございました。調査をした内容ですけれども、申請の理由と現況確認証明の許可の条件4つについてであります。申請の理由ですけれども、今般、申請地の引き受け手が

見つかったものですから、引き受け手に渡したいんですが、引き受け手が、農地としては取得できないということで、地目変更登記があったので、今回申請をしたとのことでございます。次に、許可の要件の条件なんですけれども、1点目、山林、原野化あるいは宅地化しまして、農地に復元することが著しく困難な土地であることでありますけれども、申請地は、資料4の1ページ、2ページあたりを見ていただきたいんですが、資料の2ページで申し上げますと地図が付いておりまして、手前のほうが住宅地になっておりまして、下の方ですか、上のほうが河原の方の農地になっております。\*\*\*字\*\*\*と\*\*\*字\*\*\*の字の境目のところの南側に位置するような農地でございます。こちら、住宅地から川に降りていくと言いますか、低い土地に降りていくものですから、申請地は、傾斜地になっており、農地に適さなかったということで、傾斜地の崩壊を防止することも兼ねまして、申請人の先代、父親という話でしたが、杉を植林しまして、そのまま現在に至ってしまったために山林化したということでした。山林化の状況なんですけれども、間伐等の手入れはしておりませんで、杉が大変密生した状態で、申請地の写真がございまして、杉が密生した状態で生えておりまして、極めて手入れの悪い状態です。胸高の杉の直径で見えますと、中には、40 cm前後の状態まで成長しているのもあったということでございます。この状態の農地を農地に復元しまして、耕作するといいたしても傾斜地でありますので、非常に現実的ではないだろうと、農地に復元することは、極めて困難な状況だと委員は判断したとのことございました。2点目、農地転用の許可を受けた農地、農地法違反の状態ではないことということでございまして、委員の方から事務局の方に確認の依頼がございまして、調べてみたんですが、申請地につきましては、過去に農地転用の許可を出したりとか、無断転用を指摘したりとか、そういったことの経過はございませんでした。3点目、農用地区域内の農地ではないことにつきましても、申請地は、農用地区域内の農地ではありませんので問題はないと言いますか、状況でございます。最後に4つ目になりますけれども、この点につきましては、非農地化してから経過を示した書類の提出はなかったんですが、申請地内に存在する杉の生育状況、胸高で1m20 cmくらいのところで杉の直径を見えますと、40 cm前後まで成長していますので一般的な杉の生育状況ですと、20年で16 cm程度といわれておりますので、40年前後は間違いなく経過しているだろうと考察してきたということでございました。

以上、調査をしました結果、証明が相当であるとの報告でありますので審議をお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。説明が終わりました。  
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。  
本案に対しての質疑はございませんか。

9 番

(渡部一男) 南縦貫道路にはかかんねえのか？ぎりぎりだぞ？

事務局 (事務局補佐) それはどうでしょう。一応行政書士もその辺は調べて出したと思うんですが。そういう話はなかったです。

議長 他に質疑ございませんか。

議長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りします。事件番号1から3について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号1から3については、原案のとおり決定いたします。  
以上で、議案第4号の審議を終了いたします。

議長 日程第8「議案第5号 農用地利用集積計画決定について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 事務局の星です。私のほうから議案第5号 農用地利用集積計画決定についてご説明いたします。議案書の11ページ、利用権設定内訳8月分をご覧ください。筆数、面積を再設定、新規の順で説明申し上げます。再設定ですが、田が32筆、□□□□㎡、畑がゼロ筆でした。新規については、田が363筆、□□□□㎡、畑が9筆、□□□□㎡でした。再設定と新規合わせて、田が395筆、□□□□㎡、畑が9筆、□□□□㎡となりまして、合計が404筆、□□□□㎡となります。12ページからは利用権設定の一覧となっております。左側の番号、1番から14ページの42番までが基盤法によつての個人間での利用権設定となりまして、43番から32ページの404番までが農地中間管理事業によります利用権設定となります。また、農地中間管理事業につきましては、集積計画一括方式でございますので、機構から耕作者への貸し付けにつきましては、議案書33ページから最後の51ページまでとなっております。今回、利用権設定の件数が多くなりましたのは、これまで農協を通じて設定されました、農地利用集積円滑化事業による利用権設定を主に契約の満了したのから、農地中間管理事業による利用権設定に切り替えを行ったものでございます。使用貸借権の設定につきましては、\*\*\*地域の\*\*\*地区、\*\*\*地域の\*\*\*、\*\*\*地区、\*\*\*地域の\*\*\*、\*\*\*地区に設定ございますが、これらにつきましては、農地を荒らさないで管理していただけるのならという、貸付人の意向によるものでございます。以上で説明を終わります。

議長 それでは、説明が終わりました。  
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。  
本案に対してのご質疑ございませんか。

- 議 長        それでは質疑を終結し、採決いたします。  
              お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議 長        異議なしと認め、本案については原案のとおり決定いたしました。  
              以上で、議案第5号の審議を終了いたします。
- 議 長        日程第9「議案第6号 南会津町農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
- 事務局        （事務局長）議案第6号 南会津町農地利用最適化推進委員の委嘱について、ご説明申し上げたいと思います。議案書の52ページ、1番最後です。ご覧いただきたいと思います。まず、農業委員会等に関する法律第17条の規定に基づきまして、新たに農地利用最適化推進委員を委嘱するため、農業者等の公募を行いまして、17地域、17名の農地利用最適化推進委員については、7月20日開催の臨時総会において選任をいただいたところでございます。その後、応募者のない2つの区域につきましては、令和3年7月1日から7月30日まで再募集を行ったところであります。2地域から2名の推薦、それから応募がありました。農業委員会では、推薦、応募のあった候補者の中から、農地利用最適化推進委員を選任していただくことになっております。議案書に記載の候補者は、農業委員会等に関する法律第8条第4項各号のいずれにも該当せず、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方であると判断しております。説明は以上となりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議 長        説明が終わりました。  
              議案書に記載の2名については、農地等の利用の最適化推進に熱意と誠意を有する方と判断し、農地利用最適化推進委員に委嘱したいと思いますが、発言のある方は挙手願います。
- 田島1        （渡部昭雄）川島の第5区の湯田雄市さん、この方は、農業もやっていますが農協はどうなってるんでしょう。まだ農協に勤めてるんでしょうか。
- 9 番        （渡部一男）農協は辞めました。
- 田島1        （渡部昭雄）ということは農業がしたいってことですね。
- 9 番        （渡部一男）そうです。
- 田島1        （渡部昭雄）わかりました。

事務局 (事務局長) 経歴等を記載していただいておりますけれども、平成 28 年 2 月に J A 会津よつば退職ということで記載がございます。

議長 以上でよろしいですか。  
それでは、質疑等ございませんか。  
質疑がないようなので質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案について、議案書の 2 名の農地利用最適化推進委員の委嘱について選任することにご異議ございませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第 6 号の審議を終了いたします。  
総会に付議された議事案件は全て終了いたしました。  
それでは、ここで暫時休憩いたします。

(湯田雄市氏、芳賀久氏の委嘱状交付)

議長 引き続き、会議を再開します。  
次回総会までの業務日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (事務局長 業務日程について説明)

議長 説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(総会の会議規則の中の傍聴の件)  
(農地パトロールの日程、内容、お願いの件)  
(事務局から互助会費の件)

議長 それでは、職務代理から閉会のことばをお願いします。

職務代理 昭雄さんから激励を受けた文一さんの船出にふさわしい会議、洋一さんからは、長年の経験の中に今の枯渇論の関係、ほんとおっしゃるとおりだと思います。鳥獣被害対策で、知事の方からも特別表彰受けて、終わったとたんにこんな変な方になっちゃって大変です。3年というけどあつという間だから、本当に急いでやんなんねえ課題でもあるし、3年間で良い方向にもって行くことが必要だと思います。第8回総会をこれで閉じます。ありがとうございました。

閉会 午後 2時40分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

5 番

6 番